

衆議院 総務委員会 議 録 第 十 七 号

平成二十三年五月十九日(木曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 原口 一博君

理事 稲見 哲男君 理事 小川 淳也君

理事 黄川田 徹君 理事 古賀 敬章君

理事 福田 昭夫君 理事 皆吉 稻生君

理事 石田 真敏君 理事 坂本 哲志君

理事 西 博義君 理事 石津 政雄君

理事 石井 章君 理事 大谷 啓君

理事 内山 晃君 理事 逢坂 誠二君

理事 大西 孝典君 理事 笠原多見子君

理事 奥野総一郎君 理事 後藤 祐一君

理事 小室 寿明君 理事 鈴木 克昌君

理事 齋藤やすのり君 理事 中後 淳君

理事 高井 崇志君 理事 藤田 憲彦君

理事 永江 孝子君 理事 赤澤 亮正君

理事 松崎 公昭君 理事 橋 慶一郎君

理事 加藤 紘一君 理事 森山 裕君

理事 谷 公一君 理事 塩川 鉄也君

理事 稲津 久君 理事 柿澤 未途君

総務大臣 片山 善博君

総務副大臣 鈴木 克昌君

総務大臣政務官 内山 晃君

総務大臣政務官 逢坂 誠二君

総務大臣政務官 森田 高君

総務委員会専門員 白井 誠君

委員の異動

五月十九日

辞任

湯原 俊二君

補欠選任

齋藤やすのり君

同日

辞任

齋藤やすのり君

同日

理事黄川田徹君同日理事辞任につき、その補欠として皆吉稻生君が理事に当選した。

五月十八日

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(参議院送付)

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に

関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)(参議院送付)

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する

法律案(内閣提出第三六号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(参議院送付)

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に

関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)(参議院送付)

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する

法律案(内閣提出第三六号)(参議院送付)

○原口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、電波法の一部を改正する

法律案、電気通信事業法及び日本電信電話株式

会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法

律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

電波法の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に

関する法律の一部を改正する法律案

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する

法律案

(本号末尾に掲載)

○片山国務大臣 おはようございます。

電波法の一部を改正する法律案、電気通信事業

法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一

部を改正する法律案及び電気通信基盤充実臨時措

置法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容

の概要を御説明申し上げます。

まず、電波法の一部を改正する法律案につきま

して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し

上げます。

我が国のあらゆる社会経済活動の基盤となる電

波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の

適正性を確保するためその料額を改定するととも

に、周波数の再編を迅速に行うことを可能とする

ため特定基地局の開設計画の認定に関する所要の

措置を講ずる等の必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説

明申し上げます。

第一に、電波利用料について、電波法附則第十

四項の規定に基づき、三年ごとにその適正性の確

保の観点から見直すこととされており、電波利用

料共益費用及び無線局の開設計画の見込みを勘案し

て、その料額を改定することとしております。

第二に、携帯電話基地局等の特定基地局を新規

に開設しようとする者が既存の無線局の周波数変

更等に要する費用を負担することによって早期に特定基地局の開設ができるよう、当該費用の負担に関する事項を開設計画の規定事項及び開設計画の記載事項に追加することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、広域専用電波を利用して放送をする無線局に係る電波利用料の料額の設定に関する改正規定等は公布の日から、特定基地局の開設計画の認定に関する改正規定等は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

次に、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の継続を緩和する必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第二に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第三に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第四に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第五に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第六に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第七に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第八に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第九に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第十に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第十一に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第十二に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第十三に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第十四に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第十五に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第十六に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第十七に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第十八に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第十九に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第二十に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第二十一に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第二十二に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第二十三に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務づけることとしております。

第二に、当該電気通信事業者に対し、第一種指定電気通信設備の設置、管理及び運営等の業務を行う専任の部門を置く等接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の整備を義務づけることとしております。

第三に、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が地域電気通信業務を営むために保有する設備等を活用して行う電気通信業務等に係る現行の認可制を事前届け出制に改めることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

次に、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現下の経済情勢を踏まえつつ電気通信基盤の整備の促進を引き続き行っていくため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長するとともに、高度通信施設の対象を拡大する等の措置を講ずる必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、平成二十三年五月三十一日までとされている電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を平成二十八年五月三十一日まで五年間延長することとしております。

第二に、整備促進措置の対象である高度通信施設について、遠隔教育または遠隔医療に用いられる電気通信設備を追加することとしております。

第三に、独立行政法人情報通信研究機構が行う、高度通信施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業に係る利子助成業務を廃止することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、廃止期限の延長に関する改正規定は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○原口委員長 これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。

○原口委員長 この際、理事の辞任についてお諮りいたします。

理事黄川田徹君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○原口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○原口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に皆吉稲生君を指名いたします。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時三十六分散会

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律

第一条 電波法昭和二十五法律第三十一号の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十五条第二項中「混信又は」を「混信若しくは」に改め、「関する調査の下に」又は「第二十七条の十二第二項第五号に規定する終了促進措置」を、「当該調査」の下に「又は当該終了促進措置」を加え、同条第三項中「調査」の下に「又は終了促進措置」を加える。

第二十七条の十二第二項第二号中「事項」の下に「現にその周波数の全部又は一部を当該特定基地局以外の無線局が使用している場合であつて、その周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているときは、その周波数及びその期限の満了の日を含む。」を加え、同項第五号中「当該特定基地局」を「前各号に掲げるもののほか、当該特定基地局」に改め、同項を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第二号括弧書に規定する場合において、同号括弧書に規定する日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を同日前に終了させるために当該特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（次条第二項第九号及び第百十六号第八号において「終了促進措置」という。）に関する事項

第二十七条の十三第二項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法

第二十七条の十三第四項第三号中「すべて」を「全て」に、「可能である」を「現に可能であり、又は早期に可能となることが確実であると認められる」に改め、同条第六項中「五年」の下に「（前条第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年）」を加える。

第二十七条の十四第四項中「前条第一項の認定を受けた日から起算して六年」を「一年」に改める。

第百三条の二第二項中「無線局の免許の日」の下に「（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）」を加え、同条第三項中「起算して六月を経過する日」の下に「（認定計画に係る指定された周波数の電波が当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日後に広域専用電波となつた場合にあつては、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域専用電波となつた日のいずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」という。）」を加え、「当該六月を経過する日」を「当該六月経過日」に改める。

第百十六号第八号中「調査」の下に「又は終了促進措置」を加える。

別表第六備考第九号中「二まで」を「ホまで」に改め、同号に次のように加える。

ホ 六の項に掲げる無線局 五千四百百

第二条 電波法の一部を次のように改正する。

第百三条の二第二項中「八千七百八十八万六千六百円」を「九千五百四十八万九千九百円」に、「百四十七万九千九百円」を「百七十七万四千九百円」に改め、同条第五項及び第六項中「三百六十円」を「四百三十円」に、「二百五十円」を「二百円」に、「三百八十円」を「四百五十円」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六（第百三条の二関係）

[illegible]

三 人工衛 星局(ハ の項に掲 げる無線 局を除 く。)	三千メガヘ ルツ以下の 周波数の電 波を使用す るもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	二百九十一万 千三百円
	三千メガヘ ルツを超える もの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	十三万二千二 百円
	六千メガヘ ルツ以下の 周波数の電 波を使用す るもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え 二百メガヘルツ以下のもの	三千二百二十 七万八千八百 円
		使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超 え五百メガヘルツ以下のもの	九千七百四十 二万五千九百 円
四 人工衛 星局の中 継により 無線通信 を行う無 線局(五 の項及び ハの項に 掲げる無 線局を除 く。)	六千メガヘ ルツ以下の 周波数の電 波を使用す るもの	使用する電波の周波数の幅が 三メガヘルツ以下のもの	十三万二千二 百円
		使用する電波の周波数の幅が 三メガヘルツ以下のもの	二億千八百八 十三万九千八 百円
		使用する電波の周波数の幅が 三メガヘルツ以下のもの	十三万二千二 百円
		使用する電波の周波数の幅が 三メガヘルツ以下のもの	二億千八百八 十三万九千八 百円
五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するた めの開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの (ハの項に掲げる無線局を除く。)	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が 百メガヘルツを超えるもの	五百五十六万 二千七百円
		使用する電波の周波数の幅が 百メガヘルツを超えるもの	三億三千五百 七十四万四千 六百円
		使用する電波の周波数の幅が 百メガヘルツを超えるもの	一億六千七百 八十七万三千 四百円
		使用する電波の周波数の幅が 百メガヘルツを超えるもの	三億三千五百 七十四万四千 六百円

六 基幹放送局三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局を除く。

六千メガヘルツ以下の電波を使用するもの

テレビジョン放送をするもの

六 基幹放送局三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局を除く。	六千メガヘルツ以下の電波を使用するもの	テレビジョン放送をするもの	空中線電力が〇・〇二ワット未満のもの	空中線電力が〇・〇二ワット以上二キロワット未満のもの	空中線電力が二キロワット以上十キロワット未満のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	その他のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを超えるもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	七 第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局及び多重放送をする無線局(三の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)
			空中線電力が二キロワット未満のもの	設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの	その他のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が二キロワット以下のもの	空中線電力が二百ワットを超える五十キロワット以下のもの	空中線電力が五十キロワットを超えるもの	空中線電力が二十ワット以下のもの	二百円
			十六万三百円	十六万三百円	六千九百九十三万六千三百円	三億四千九百六十八万八千円	四万九千二百円	十七万七千七百円	二百九十六万三千五百円	四万九千二百円	九百円
			十六万三百円	十六万三百円	六千九百九十三万六千三百円	三億四千九百六十八万八千円	四万九千二百円	十七万七千七百円	二百九十六万三千五百円	四万九千二百円	九百円

八 実験等無線局及びアマチュア無線局	九 その他無線局	三千メガヘルツ以下の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が四百キロヘルツを超えるもの	放送の業務の用に供するもの(多重放送の業務の用に供するものを除く。)	使用する電波の周波数の幅が四百キロヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が四百キロヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの
			三千円	三万八千八百円	二百六十万九千五百円	百三十万九千六百円	二十六万九千六百円	九万六千三百円	二十四万六千六百円	十二万八千八百円	三万三千三百円
			二百六十万九千五百円	二百六十万九千五百円	二百六十万九千五百円	二百六十万九千五百円	二百六十万九千五百円	二百六十万九千五百円	二百六十万九千五百円	二百六十万九千五百円	二百六十万九千五百円
			二百六十万九千五百円	二百六十万九千五百円	二百六十万九千五百円	二百六十万九千五百円	二百六十万九千五百円	二百六十万九千五百円	二百六十万九千五百円	二百六十万九千五百円	二百六十万九千五百円

多重放送の業務の用に供するもの 放送の業務の用に供するもの以外のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの					設置場所が第四地域の区域内にあるもの 三万三千三百円	設置場所が第一地域の区域内にあるもの 千六十七万七千円	設置場所が第二地域の区域内にあるもの 五百三十三万九千八百円	設置場所が第三地域の区域内にあるもの 百七万五千六百円	設置場所が第四地域の区域内にあるもの 三十六万五千円	三万千八百円
	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のも					設置場所が第四地域の区域内にあるもの 三万千八百円	設置場所が第一地域の区域内にあるもの 二百六十万九千五百円	設置場所が第二地域の区域内にあるもの 百三十万九千六百円	設置場所が第三地域の区域内にあるもの 二十六万九千六百円	設置場所が第四地域の区域内にあるもの 九万六千三百円	設置場所が第一地域の区域内にあるもの 八千四百七十六万六千円

備考

- この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。
- この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。
- この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県（第四地域を除く。）をいう。
- この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く。）をいう。
- この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島、小笠原諸島振興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。

六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの					設置場所が第四地域の区域内にあるもの 七千二百九十九万九千三百円	設置場所が第一地域の区域内にあるもの 二億九千五百六十万九千九百円	設置場所が第二地域の区域内にあるもの 一億四千七百八十五万三千三百円	設置場所が第三地域の区域内にあるもの 二千九十八万二千二百円	設置場所が第四地域の区域内にあるもの 七百二十九万九千三百円	一万七千五百円
	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のも					設置場所が第四地域の区域内にあるもの 七千二百九十九万九千三百円	設置場所が第一地域の区域内にあるもの 二億九千五百六十万九千九百円	設置場所が第二地域の区域内にあるもの 一億四千七百八十五万三千三百円	設置場所が第三地域の区域内にあるもの 二千九十八万二千二百円	設置場所が第四地域の区域内にあるもの 七百二十九万九千三百円	一万七千五百円

六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。

七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

八 三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、一の項、三の項、四の項及び九の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、二百円を控除した金額とする。

九 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、二百円とする。

十 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許可することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七の一の項中「〇・〇三〇」を「〇・〇二九五」に改め、同表の二の項中「〇・〇五一四」を「〇・〇五〇二」に改め、同表の三の項中「〇・四五〇四」を「〇・四五四六」に改め、同表の四の項中「〇・〇二四七」を「〇・〇二四三」に改め、同表の五の項中「〇・〇一六六」を「〇・〇一六四」に改め、同表の六の項中「〇・一一九四」を「〇・一一九五」に改め、同表の七の項中「〇・一六五八」を「〇・一六五二」に改め、同表の八の項中「〇・〇四〇九」を「〇・〇四〇四」に改め、同表の九の項中「〇・〇二二〇」を「〇・〇二一六」に改め、同表の十の項中「〇・〇七二五」を「〇・〇七〇八」に改め、同表の十一の項中「〇・〇〇七四」を「〇・〇〇七五」に改め、同表の十二の項中「〇・五五六三」を「〇・五五八六」に改め、同表の十三の項中「〇・四四三七」を「〇・四四一四」に改め、同表の十五の項中「〇・一二二五」を「〇・一二七三」に改め、同表の十六の項中「〇・〇八二九」を「〇・〇八二六」に改める。

別表第八の一の項中「二千七百五十円」を「二千三百二十円」に、「二千八百十円」を「千三百八十円」に、「千七百二十円」を「四百四十円」に、「千六百五十円」を「二百六十円」に改め、同表の二の項中「二千八百十円」を「千三百八十円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（附則第四条において「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電波法第百三条の二第二項及び第三項並びに別表第六備考第九号の改正規定並びに次条、附則第五条及び第七条の規定 公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（電波監理審議会への諮問）

第二条 総務大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の電波法第二十七条の十二第一項の規定による開設指針の制定又は同法第二十七条の十三第六項の規定による総務省令の改正のために、電波監理審議会に諮問することができる。

（免許の有効期間に関する経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の電波法第十三条第二項の無線局の免許を受けている者の当該免許の有効期間については、第一条の規定による改正後の電波法第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（電波利用料に関する経過措置）

第四条 施行日前に免許又は第二条の規定による改正前の電波法（以下この条において「旧法」という。）第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局については、第二条の規定による改正後の電波法（以下この条において「新法」という。）第百三条の二第一項、第五項、第六項及び第十三項の規定は、施行日以後最初に到来する応当日等（同条第一項に規定する応当日（以下この条において単に「応当日」という。）又は新法第百三

条の二第五項に規定する包括免許等の日に応当する日）をいう。以下この項において同じ。）以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該応当日等前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

2 新法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額に満たない無線局に係る電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新法第百三条の二第一項及び第十三項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

3 新法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、新法第百三条の二第一項の規定により当該前納に係る期間のうち当該応当日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する一年の期間の分から順次充当するものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正）

第六条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中、「第十三条第二項」を削る。

（調整規定）

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日前である場合

には、第一条のうち第二十七条の十三第二項の改正規定中「第二十七条の十三第二項第九号を同項第十号とし、同項」とあるのは、「第二十七条の十三第二項中「から第九号まで」を、「第八号及び第十号」に改め、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし」とする。

2 前項の場合において、放送法等の一部を改正する法律第四条のうち第二十七条の十三第二項の改正規定中「から第九号まで」とあるのは、「第八号及び第十号」と、「同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし」とあるのは「同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし」とする。

理由

電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、周波数の再編を迅速に行うことを可能とするため特定基地局の開設計画の認定に関する所要の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

(電気通信事業法の一部改正)

第一条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「含む」の下に、「第三項において同じ」を加え、「この項において」を「この条において」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託する場合には、当該委託に係る業務に関し前条第三項各号に掲げる行為及び前項各号に掲げる行為(同項ただし

書の理由があるときにおいて行われる行為を除く。次項において同じ。)が行われないよう、当該委託を受けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。この場合において、当該電気通信事業者及びその一若しくは二以上の子会社又は当該電気通信事業者の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該電気通信事業者の子会社とみなす。

第三十一条第四項中、「第二項」の下に、「第三項及び第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 総務大臣は、第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が第二項各号に掲げる行為を行つていると認めるとき、又は前項前段の委託を受けた子会社(同項後段の規定により当該電気通信事業者の子会社とみなされた会社を含む。以下この項において同じ。)が前条第三項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を行つていると認めるときは、当該電気通信事業者に対し、同項各号に掲げる行為の停止若しくは変更を命じ、又は当該委託を受けた子会社による同条第三項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を停止させ、若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、総務省令で定めるところにより、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関し知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

6 前項に規定する体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備(これと一体として設置される電気通信設備を含む。)の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門(次号及び第三号において「設備部門」という。)を置くこと。

二 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関し知り得た情報の管理責任者を設備部門に置くこと。

三 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門を設備部門とは別に置くこと。

第百六十条第二号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に、「同条第二項の規定に違反する行為の停止若しくは変更」を「同条第二項各号に掲げる行為の停止若しくは変更の命令若しくは第三十条第三項各号若しくは第三十一条第二項各号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させるために必要な措置をとるべきこと」に改める。

第百六十一条第一項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に改める。

第百六十九条第四号中「若しくは第四項」を「第五項若しくは第七項」に改める。

第百八十六条第三号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に改める。

第百八十八条第五号中「第三十一条第四項」を「第三十一条第七項」に改める。

(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)

第二条 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「総務大臣の認可を受けて」を削り、同項に後段として次のように加える。

置は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備(これと一体として設置される電気通信設備を含む。)の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門(次号及び第三号において「設備部門」という。)を置くこと。

二 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関し知り得た情報の管理責任者を設備部門に置くこと。

三 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門を設備部門とは別に置くこと。

第百六十条第二号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に、「同条第二項の規定に違反する行為の停止若しくは変更」を「同条第二項各号に掲げる行為の停止若しくは変更の命令若しくは第三十条第三項各号若しくは第三十一条第二項各号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させるために必要な措置をとるべきこと」に改める。

第百六十一条第一項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に改める。

第百六十九条第四号中「若しくは第四項」を「第五項若しくは第七項」に改める。

第百八十六条第三号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に改める。

第百八十八条第五号中「第三十一条第四項」を「第三十一条第七項」に改める。

この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

第二条第四項中、「総務大臣の認可を受けて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

第二条第五項中「総務大臣の認可を受けて、第三項」を「第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、同項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

第二十三条第一号中「認可を受けないでこれらの規定に規定する業務を営んだ」を「届出をせず、又は虚偽の届出をした」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(審議会等への諮問)

第二条 総務大臣は、この法律の施行前においても、第一条の規定による改正後の電気通信事業法第三十一条第五項又は第七項の総務省令の制定のために、電気通信事業法第百六十九条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の日本電信電話株式会社等に関する法律(以下「旧会社法」という。)第二条第二項、

第四項又は第五項の認可を受けている業務は、それぞれ第二条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律（以下「新会社法」という。）第二条第二項、第四項又は第五項の規定により届け出た業務とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧会社法第二条第二項、第四項又は第五項の規定による認可の申請は、それぞれ新会社法第二条第二項、第四項又は第五項の規定によりした届出とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の手續を緩和する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

四 移動する事物の瞬時的影像をデジタル信号により送信する役務を提供することを可能とする電気通信設備であつて、学校、病院その

他これらに類する施設として総務省令で定めるものにおいて行われる教育又は医療に関する業務に使用されるもの（一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内にいる者の通信の用に供するために設置するものを除く。）第六条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同条を同条第二号とする。

第七条を削る。

第八条の見出し中「確保」を「融通のあつせん」に改め、同条第一項中「確保又はその」を削り、同条第二項中「第六条」を「前条」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附則第二条中「平成二十三年五月三十一日」を「平成二十八年五月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

（信用基金の持分の払戻しの禁止の特例）

第二条 株式会社日本政策投資銀行以外の出資者は、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十八条第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができ。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、独立行政法人情報通信研究機構法第七条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならぬ。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（助成金の交付等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前の電気通

信基盤充実臨時措置法（附則第七条第一項において「旧法」という。）第六条第二号の規定により助成金の交付を受けている同号イ及びロに掲げる施設整備事業に対する同号の助成金の交付及びこれに附帯する業務については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる助成金の交付を受ける施設整備事業に係る電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正）

第六条 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中、「以下「電気通信基盤法」という。」を削る。

附則第十四条及び第十五条を削り、附則第十六条を附則第十四条とする。

附則第十七条を削り、附則第十八条を附則第十五条とする。

（独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 機構が附則第三条第一項の規定により行う旧法第六条第二号の助成金の交付の業務及びこれに附帯する業務（以下「利子助成継続業務」という。）が終了するまでの間は、前条の規定による改正後の独立行政法人情報通信研究機構法附則第九条第二項に規定する業務には、利子助

成継続業務が含まれるものとする。

2 この法律の施行の際現に機構が管理している前条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法附則第十五条に規定する高度電気通信施設整備促進基金（利子助成継続業務に必要な経費に充てる金額に係る部分に限る。）については、利子助成継続業務が終了するまでの間、同条の規定はなおその効力を有する。

理 由

現下の経済情勢を踏まえつつ電気通信基盤の整備の促進を引き続き行っていくため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長するとともに、高度通信施設整備事業を見直すほか、独立行政法人情報通信研究機構が行う利子助成業務を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十三年五月二十四日印刷

平成二十三年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A